

市役所、区役所、町役場、村役場

日本の生活では、住んでいるまちの役所（市役所、区役所、町役場、村役場など）によく行きます。

生活が変わったら、役所に知らせます。

生活でわからないことや困ったことが

あったら、相談します。



1

住んでいるまちの役所に行く

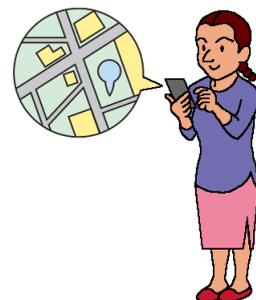
1-1 日本の住所が決まったとき

住所が決まってから14日以内に、住所があるまちの役所に『転入届』

<=別のまちから引っ越しをしたときに、新しい住所の役所に出す紙。引っ越しをして日本に住み始めたときにも出します>を出します。

役所には、『在留カード』 → P.2（まだもらっていない人はパスポート）を持って行きます。転入届を出すと住民票がつくられます。在留資格がなくなると住民票もなくなります。在留資格に関する手続は忘れないように注意

してください。日本人ではない家族と住む人は、家族の関係がわかる書類も持って行きます。



1-2 ひ こ 引っ越し

引っ越し人は、**役所**に書類を出します。役所に行くとき、『マイナンバーカード』 **→P.27** がある人は持って行ってください。



べつ し く まち むら ひ こ ひと 別の市・区・町・村に引っ越し人

- **引っ越し前に、今まで住んでいた住所の役所に『転出届』** <=別のまちへ引っ越しをするときに、今まで住んでいた住所の役所に出す紙。引っ越しをして日本を出るときにも出します>を出します。
- **引っ越してから14日以内に、新しい住所の役所に『転入届』**を出します。

おな し く まち むら なか ひ こ ひと 同じ市・区・町・村の中で引っ越し人

- **引っ越してから14日以内に、新しい住所の役所に『転居届』**を出します。

にほん で ひと 日本を出る人

- **引っ越し前に今まで住んでいたまちの役所に『転出届』**を出します。
詳しくは、**↓**を見てください。

https://www.soumu.go.jp/main_sosiki/jichi_gyousei/c-gyousei/zairyu/english/move-in_move-out.html



1-3 結婚

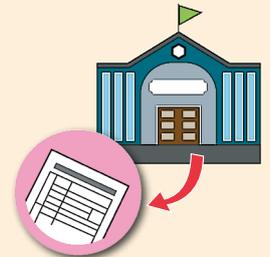
日本で結婚する人は、住んでいるまちの役所に『婚姻届』<=結婚する人が住んでいるまちの役所に出す紙>を出します。

外国人は『婚姻要件具備証明書』<=外国人が婚姻届を住んでいるまちの役所に出すときに必要な紙>を持って行きます。



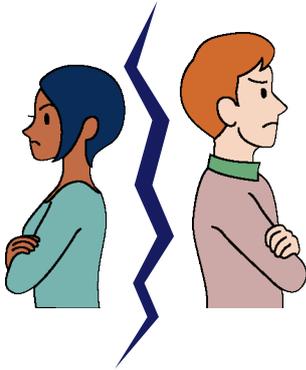
婚姻要件具備証明書

大使館や領事館でもらいます。婚姻要件具備証明書をもらうことができないときは、自分が結婚できることがわかる他の書類を大使館や領事館からもらいます。外国語だったら、日本語の翻訳を付けます。翻訳した人の名前も書きます。



日本の役所に婚姻届を出しても、夫や妻の国籍の国が「2人が結婚した」と認めるかどうかわかりません。大使館や領事館にどうしたらいいか聞いてください。

1-4 離婚



夫と妻が2人とも離婚すると決めたときは、
 住んでいるまちの役所に『離婚届』<=離婚する人
 が住んでいるまちの役所に出す紙>を出します。

住んでいる国や国籍で離婚の方法が違うので、
 役所に聞いてください。

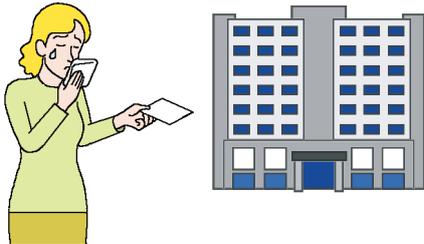
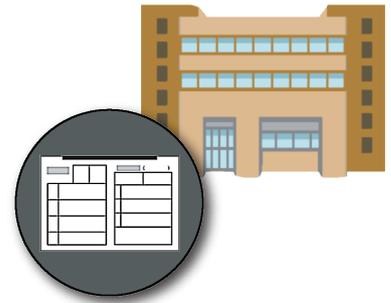
夫か妻のどちらかが離婚したくないと考えているときは、裁判所で離婚の
 ための話し合いをします。

- 日本の役所に離婚届を出しても、夫や妻の国籍の国が「2人が離婚した」と認めるかどうかわかりません。大使館や領事館にどうしたらいいか聞いてください。
- 日本人の夫または妻が、1人で離婚を決めて離婚届を出すことが心配なときは、『離婚届の不受理申出書』<=役所が離婚届をもらったとき、離婚の手続をしないようにするために出す紙>を出すことができます。離婚届の不受理申出書は、住んでいるまちの役所に出します。

1-5 亡くなったとき

家族や一緒に生活していた人が亡くなったら、そのことを知ってから7日以内に役所に『死亡届』=<家族や一緒に生活していた人が亡くなったとき、まちの役所に出す紙>を出します。出す所は、亡くなった人が亡くなったまちか、書類を出す人が住んでいるまちの役所です。

もって行く物は、役所に聞いてください。



亡くなった人の在留カードは入管にかえ返してください ➡ P.8。

1-6 実印と印鑑証明書

実印

家を買ったり売ったりするような、とても大事な契約のとき、サインではなくて『実印』というはんこ（印鑑）を使ってほしいと言われることがあります。実印が必要な人は、**住んでいるまちのやくしよ**にはんこ（印鑑）を持って行って登録をします。登録したはんこ（印鑑）があなたの**実印**になります。



実印にするはんこ（印鑑）を用意する。持って行く物は、**やくしよ**役所に聞いてください。



住んでいるまちのやくしよに『印鑑登録申請書』<=実印を

登録したいときに出す紙>を出して、

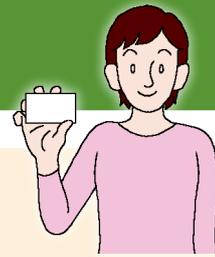
『印鑑登録証』<=実印を住んでいるまちの

やくしよ役所が認めたときにもらうカード>をもらう。

印鑑登録証明書

大事な契約で実印を使うとき、『印鑑登録証明書』という書類も必要です。本当にそのはんこ（印鑑）が実印かどうかチェックするためです。印鑑登録証明書は、**住んでいるまちのやくしよ**役所に印鑑登録証を持って行って、もらいます。実印は持って行かなくてもいいです。持って行く物は、**やくしよ**役所に聞いてください。

2

マイナンバー^{せいど}制度

マイナンバー

日本^{にほん}で生活^{せいかつ}する人^{ひと}には『マイナンバー（個人^{こじん}番号^{ばんごう}）』という番号^{ばんごう}があります。この番号^{ばんごう}は1人^{ひとり}ずつ違^{ちが}います。日本^{にほん}の住所^{じゅうしょ}が決^きまって、役所^{やくしょ}に転入届^{てんにゅうとどけ} **→P.21**を出^だした人^{ひと}には『マイナンバーのお知らせ^し』が郵便^{ゆうびん}で来^きます。そこにあなた^かのマイナンバー^{ばんごう}が書^かいてあります。

マイナンバーは、次^{つぎ}のよう^{ひつよう}なとき必要^{ひつよう}です。

- 銀行^{ぎんこう}や証券会社^{しょうけんがいしゃ}などで、外国^{がいこく}にお金^{かね}を送^{おく}るときや、外国^{がいこく}からお金^{かね}を送^{おく}ってもらうとき、口座^{こうざ}を作^{つく}るとき
 - 役所^{やくしょ}で、社会保険^{しゃかいほけん}＜＝国^{くに}が、働^{はたら}いている人^{ひと}と会社^{かいしゃ}からお金^{かね}を集^{あつ}めて、困^{こま}った人^{ひと}を助^{たす}ける制度^{せいど}＞や税金^{ぜいきん}の書類^{しよるい}を出^だすとき
 - 会社^{かいしゃ}やお店^{みせ}などで、働^{はたら}き始^{はじ}めるとき
- などです。

このよう^きなときに、マイナンバーを聞^きかれたら、マイナンバーのお知らせ^しやマイナンバーカードを見^みせて自分^{じぶん}のマイナンバーを^し知らせます。

マイナンバーカード

あなた^かのマイナンバーが書^かいてあるカードで、日本^{にほん}で便利^{べんり}に暮^くらしていくために必要^{ひつよう}な IC チップ付^つきのカードです。申し込^{もう}むと、もら^こうことができます。初^{はじ}めて申し込^{もう}むときはお金^{かね}がかかりません。

マイナンバーカード



マイナンバー

マイナンバーカードは、次のようなときに使います。

- マイナンバーを知らせるとき
- 国やまちのサービスを利用したいとき（例えば、コンビニで住民票の写しをもらうなど）
- 病院や薬局などで健康保険証としても使うことができます。使うことができる病院や薬局は、を見てください。

https://www.mhlw.go.jp/stf/index_16743.html



マイナンバーカードのもらい方は？ かた



① てんにゆうとどけ 転入届 **→P.21** だ を出すときに もう こ ひと 申し込む人

やくしよ 役所に『マイナンバーカードの交付申請書』
こうふしんせいしよ

<=マイナンバーカードをもらいたいときに だ しよるい 出す書類> だ を出します。

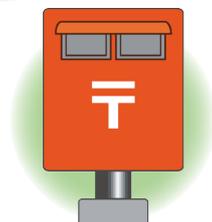
② ① いがい ひと 以外の人

てんにゆうとどけ 転入届を出した後、あと いえ ゆうびん 家に郵便で来る マイナンバーカードの交付
しんせいしよ 申請書で もう こ 申し込みます。

- QRコードをスマートフォンやパソコンで よ 読んでインターネットで もう こ 申し込みことができます。



- ゆうびん おく 郵便で送って、もう こ 申し込みすることもできます。



マイナンバーカードは、もう こ 申し込んでから1か月くらい げつ あと 後にももらうことができます。

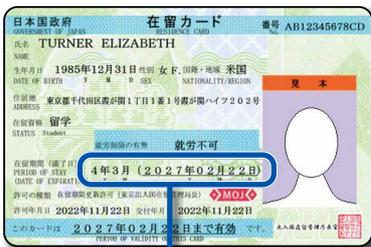
もらい方については次の『マイナンバーカード総合サイト』 み を見てください。

<https://www.kojinbango-card.go.jp/en-kofushinse/>



マイナンバーカードに書いてあることが変わったとき

- なまえ じゆうしよ 名前や住所などが変わった人 か ひと ひと
す やくしよ い し
住んでいるまちの役所に行って知らせます。
- 在留カードの ざいりゆうきげん **在留期限** が変わった人 か ひと ひと



おなじ

マイナンバーカードの **有効期限** <=使うことができる最後の日>は、
在留カードの **在留期限** と同じです。

在留カードの **在留期限** が変わっても、マイナンバーカードの **有効期限** は変わりません。

マイナンバーカードは **有効期限** が過ぎると使えなくなります。
新しく作るのにお金がかかります。

在留期限 を長くする

マイナンバーカードの **有効期限** までに、**在留期限** を長くするための
手続きが終わらないときは、マイナンバーカードの **有効期限** を特別に
2か月だけ長くしなければなりません。

新しい **在留期限** が書いてある在留カードをもらったら、マイナンバー
カードの **有効期限** より前に、**住んでいるまちの役所** に行って、マイナン

バーカードの **有効期限** なが を長くしなければなりません。
くわ 詳しくは、 み を見てください。

https://www.soumu.go.jp/main_sosiki/jichi_gyousei/c-gyousei/zairyu/english/basic_resident_registration_card.html



もっと知りたい人は？

くわ 詳しくは、 み を見てください。

- せいど マイナンバー制度

<https://www.digital.go.jp/policies/mynumber/>



- マイナンバーカード

<https://www.kojinbango-card.go.jp/en/>



でんわ しつもん 電話で質問してください。



コールセンター

げつようび きんようび (月曜日から金曜日まで) ごぜん じ ぷん 午前9時30分から午後8時まで
どようび にちようび しゆくじつ 土曜日・日曜日・祝日 ごぜん じ ぷん 午前9時30分から午後5時30分まで)

にほんご
日本語

TEL 0120-95-0178

えいご ちゆうごくご かんごくご 英語、中国語、韓国語、ご スペイン語、ご ポルトガル語、
ご ベトナム語、ご タイ語、ご インドネシア語、ご タガログ語、ご ネパール語

TEL 0120-0178-26